対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

２・３　（略）

（輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等）

第二十五条　法第二十五条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次に掲げるものとする。

一　鳥獣　次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一　（略）	
二　哺乳綱	
（一）　ねこ目	
いたち科	テン（マルテス・メランプス）
	イタチ（ムステラ・イタツィ）
	シベリアイタチ（ムステラ・スィビリカ）
	アナグマ（メレス・メレス）
（略）	

二　鳥獣の加工品　次の表の上欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める加工品

種名	加工品
（略）	
シベリアイタチ（ムステラ・スィビリカ）	はく製、標本、毛皮及び毛皮製品
（略）	

三　（略）

（輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等）

第二十七条　法第二十六条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次のとおりとする。

一　鳥獣　次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一　（略）	

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
（略）	（略）	（略）
チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）	長崎県対馬市	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで
（略）	（略）	（略）

２・３　（略）

（輸出の場合に適法捕獲証明書等を添付すべき鳥獣等）

第二十五条　法第二十五条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次に掲げるものとする。

一　鳥獣　次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一　（略）	
二　哺乳綱	
（一）　ねこ目	
いたち科	テン（マルテス・メランプス）
	イタチ（ムステラ・イタツィ）
	チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）
	アナグマ（メレス・メレス）
（略）	

二　鳥獣の加工品　次の表の上欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める加工品

種名	加工品
（略）	
チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）	はく製、標本、毛皮及び毛皮製品
（略）	

三　（略）

（輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等）

第二十七条　法第二十六条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次のとおりとする。

一　鳥獣　次の表に掲げる鳥獣

科名	種名
動物界	
一　（略）	